

御茶の水美術専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき総合的な美術教育を行い、もって文化の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、御茶の水美術専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するために、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価し、その改善に努めるものとする。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の専門課程を美術専門課程とし、その学科、修業年限および定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
美術専門課程	デザイン・アート科	昼間	3年制	50名	150名	6
	高度デザイン・アート科	昼間	4年制	10名	40名	4
合 計				60名	190名	10

(学年、学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

美術専門課程の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏季休業 7月21日から9月9日まで
- (4) 冬季休業 12月21日から1月9日まで
- (5) 春季休業 3月21日から4月9日まで

第3章 教育課程、授業時間数および教職員組織

(教育課程、授業時間数)

第8条 本校の教育課程は、別表のとおりとする。

なお、必要に応じて新設、変更することが出来る。

(授業時間の単位数への換算)

第9条 本校の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合には、講義にあつては15時間をもって1単位、演習にあつては15時間をもって1単位、実習にあつては30時間をもって1単位とする。

(授業の終始期)

第10条 本校始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

美術専門課程は、10時から17時まで

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 副校長 1名
 - (3) 教員 11名以上
 - (4) 講師 20名以上
 - (5) 助手 若干名
 - (6) 事務職員 2名以上
 - (7) 学校医 1名
- 2 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 3 本校は、副校長を置くことができる。副校長は校長を補佐し、校長不在時は校務を代行する。

第4章 入学、休学、退学、編入学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

高等学校卒業又はこれと同等以上の学力技能を有するものについて、選考の上、

合格したものとする。試験の実施およびその合否は、校長が決定する。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第21条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して、選考を行う。
- (3) これに合格した者は、合格発表の日から5日以内に第21条の入学金を添え所定の入学手続をとり、別に指定する日までに第21条の授業料、実習料等の年額を納入し、在学証の交付を受けた時に入学を許可されるものとする。

(休学、退学、復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって60日以上休学する場合は、診断書又はその事由を記した書面により校長の許可を受けなければならない。

前項により休学した者は、届出により復学することができる。

- 2 退学しようとする者はその事由を記した書面により校長の許可を受けなければならない。

授業料の納入を所定の期日までに行なわれなかった者は、退学した者とみなす。前2項により退学した者は、校長の許可を受けて復学することができる。

(編入学)

第16条 デザイン・アート科については、次の各号の一に該当する者が、本校に編入学を願い出た場合は、選考のうえ2年次からの入学を許可することがある。

- (1) 大学2年次修了見込以上の者
- (2) 短期大学卒業生又は卒業見込の者
- (3) 専門学校2年課程以上の卒業生又は卒業見込の者

- 2 高度デザイン・アート科については、次の各号の一に該当する者が本校に編入学を願い出た場合は、選考のうえ3年次からの入学を許可することがある。

- (1) 大学2年次修了見込以上の者
- (2) 短期大学卒業生又は卒業見込の者
- (3) 専門学校の2年課程以上の卒業生又は卒業見込の者

- 3 本校のデザイン・アート科の学生で、2年次を修了見込みの者は高度デザイン・アート科の3年次へ、またデザイン・アート科の3年次修了見込みの者は高度デ

デザイン・アート科の4年次に、編入することが出来る。

- 4 編入学の許可については、別に定める編入学委員会の評価を経て校長が決定する。
- 5 編入学を許可された場合の既取得単位認定については、別に定める履修認定判定委員会の評価を経て、校長が決定する。

(卒業)

第17条 試験等により基準以上の評価を得て、本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第18条 本校デザイン・アート科の課程を修了した者には、専門士(美術専門課程)の称号を授与する。

(褒賞)

第19条 成績優秀にして他の模範となる者は、別に定める所により褒賞することがある。

(懲戒)

第20条 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

- 2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

第5章 入学金、授業料その他

(入学金、授業料その他)

第21条 本校の入学金、授業料等は、次表のとおりとする。

入学検定料	20,000円
入学金	200,000円
授業料(年額)	800,000円
教育充実費(年額)	150,000円
施設・設備費(年額)	180,000円

- 2 授業を進めるうえで臨時に諸費用を必要とする場合は、その実費を徴収することがある。

- 3 第15条の休学者は、許可のあった期の翌期以後復学の前の期までの授業料を、半額とする。
- 4 入学金、授業料及び諸費用については、納入した後は原則として返還しない。但し、3月31日までに入学辞退の意思表示を申し出た者には、入学検定料および入学金を除き授業料等は返還する。

(健康診断)

第22条 健康診断は、毎年一回 別に定めるところにより実施する。

(奨学制度)

第23条 人物・成績ともに優秀であり、学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由により学業継続が困難な者に対して奨学制度を適用する。
取扱については、別に定める。

(附帯教育：研究生制度)

第24条 本校卒業生又はそれと同等以上の学力を有し、かつ目的が適当と思われる者に対し、研究生として入学を認めることが出来るものとし、校長の面接選考により入学を決定する。

- 2 修業年限は、1年間。
- 3 募集人員は、若干名。
- 4 その他については、別に定める「研究生制度」および「同募集要項」による。

第6章 その他

(施行細則)

第25条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和53年4月1日より施行する。
2. この改正規定は、昭和54年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、昭和54年4月1日以降の入学者に適用する。
3. この改正規定は、昭和55年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、昭和55年4月1日以降の入学者に適用する。
4. この改正規定は、昭和56年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、昭和56年4月1日以降の入学者に適用する。
5. この改正規定は、昭和57年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、

昭和57年4月1日以降の入学者に適用する。

6. この改正規定は、昭和58年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、昭和58年4月1日以降の入学者に適用する。
7. この改正規定は、昭和60年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、昭和60年4月1日以降の入学者に適用する。
8. 第4条の改正規定は、昭和60年10月1日より実施する。
9. この改正規定は、昭和61年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、昭和61年4月1日以降の入学者に適用する。
10. この改正規定は、昭和63年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、昭和63年4月1日以降の入学者に適用する。
11. この改正規定は、平成元年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、平成元年4月1日以降の入学者に適用する。
12. この改正規定は、平成2年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、平成2年4月1日以降の入学者に適用する。
13. この改正規定は、平成3年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、平成3年4月1日以降の入学者に適用する。
14. この改正規定は、平成4年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、平成4年4月1日以降の入学者に適用する。
15. この改正規定は、平成5年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、平成5年4月1日以降の入学者に適用する。
16. この改正規定は、平成6年4月1日より実施する。但し、第17条の改正規定は、平成6年4月1日以降の入学者に適用する。
17. この改正規定の内、第14条の改正規定は平成7年3月31日に卒業する者に適用し、第17条の改正規定は、平成8年4月1日以降の入学者に適用する。
18. この改正規定は、平成9年4月1日より実施する。但し、第4条および第7条の改正規定は、平成9年4月1日以降の入学者に適用し、平成9年度の各学年の定員は、次のとおりとする。

科	1年	2年	3年
デザイン・アート科	120	—	—
デザイン科	—	100	100
絵画科	—	20	20

19. この改正規定は、平成13年3月3日より実施する。
20. この改正規定は、平成14年4月1日より実施する。
21. この改正規定は、平成21年4月1日より実施する。但し、第19条の改正規定は、平成21年4月1日以降の入学者に適用する。
22. この改正規定は、平成22年4月1日より実施する。
23. この改正規定は、平成23年4月1日より実施する。
24. この改正規定は、平成24年3月1日より実施する。
25. この改正規定は、平成27年4月1日より実施する。（平成27年1月29日受理）

26. この改正規定は、平成30年4月1日より実施する。但し、第5条、第8条（別表）、第16条および第18条の改正規定は、平成30年4月1日以降の入学者、平成31年4月以降の3年次からの編入学者および平成32年4月以降の編入学者に適用する。（平成29年5月24日受理）

27. この改正規定は、平成30年4月1日より実施する。（平成30年1月17日受理）

28. この改正規定は、令和6年4月1日より実施する。但し、令和5年度以前の入学生、デザイン・アート科の令和6年度の2年次からの編入学生、高度デザイン・アート科の令和6年度、7年度の3年次と4年次からの編入学生、令和8年度の4年次からの編入学生は、学則第8条別表の規定にかかわらず次の表の規定を適用する。（令和6年1月30日受理）

1. デザイン・アート科

授業科目区分			必修 選択 の別	授業種	1年		2年		3年		合計 授業 時間数	合計 単位数
大区分	中区分	小区分			年間 授業 時間数	年間 単位数	年間 授業 時間数	年間 単位数	年間 授業 時間数	年間 単位数		
ゼロ ワーク	デザイン ・ アート	デザインアート思考	必修	実習	240	8	240	8	60	2	540	18
		デッサン	必修	演習	150	10	120	8	60	4	330	22
		プリコラージュ	必修	講義	240	16	120	8	60	4	420	28
		クリエイティブスキル	選択 必修	演習	0	0	120	8	240	8	360	16
		特別実習	必修	実習	60	2	60	2	60	2	180	6
	フィールド ワーク	キャリアデザイン	必修	演習	120	8	120	8	60	4	300	20
		マーケティング	必修	実習	0	0	60	2	120	4	180	6
		卒業制作実習	必修	実習	0	0	0	0	150	5	150	5
		国内文化研修	選択	演習	30	2	30	2	30	2	90	6
		海外研修	選択	演習	30	2	30	2	30	2	90	6
合計				学年計	810	44	840	44	810	33	2,460	121

2. 高度デザイン・アート科

授業科目区分			必修 選択 の別	授業種	1年		2年		3年		4年		合計 授業 時間数	合計 単位数
大区分	中区分	小区分			年間 授業 時間数	年間 単位数	年間 授業 時間数	年間 単位数	年間 授業 時間数	年間 単位数	年間 授業 時間数	年間 単位数		
ゼロ ワーク	デザイン ・ アート	デザインアート思考	必修	実習	240	8	240	8	120	4	60	2	660	22
		デッサン	必修	演習	150	10	120	8	120	8	60	4	450	30
		ブリコラージュ	必修	講義	240	16	120	8	120	8	60	4	540	36
		クリエイティブスキル	選択 必修	演習	0	0	120	8	240	8	240	8	600	24
		特別実習	必修	実習	60	2	60	2	60	2	60	2	240	8
	フィールド ワーク	キャリアデザイン	必修	演習	120	8	120	8	60	4	60	4	360	24
		マーケティング	必修	実習	0	0	60	2	120	4	120	4	300	10
		卒業制作実習	必修	実習	0	0	0	0	0	0	150	5	150	5
		国内文化研修	選択	演習	30	2	30	2	30	2	30	2	120	8
		海外研修	選択	演習	30	2	30	2	30	2	30	2	120	8
合計				学年計	810	44	840	44	840	38	810	33	3,300	159

29. この改正規定は、令和6年4月1日より実施する。（令和6年3月18日受理）

30. この改正規定は、令和8年4月1日より実施する。但し、第18条の改定規定は令和8年度入学の学生から適用し、令和7年度以前入学の学生については旧学則を適用する。（令和8年1月29日受理）

別表（第8条） 教育課程、教育時間数

1. デザイン・アート科

授業科目区分			必修 選択 の別	授業種	1年		2年		3年		合計 授業 時間数	合計 単位数
大区分	中区分	小区分			年間 授業 時間数	年間 単位数	年間 授業 時間数	年間 単位数	年間 授業 時間数	年間 単位数		
ゼロ ワーク	デザイン ・ アート	デザインアート思考	必修	実習	270	9	240	8	120	4	630	21
		デッサン	必修	演習	150	10	0	0	0	0	150	10
		プリコラージュ	必修	演習	240	16	120	8	60	4	420	28
		クリエイティブスキル	選択 必修	演習	0	0	180	12	210	14	390	26
		特別演習	選択 必修	演習	30	2	30	2	30	2	90	6
	フィールド ワーク	キャリアデザイン	必修	演習	120	8	180	12	180	12	480	32
		マーケティング	必修	実習	0	0	60	2	60	2	120	4
		卒業制作実習	必修	実習	0	0	0	0	150	5	150	5
		国内文化研修	選択	演習	30	2	30	2	30	2	90	6
		海外研修	選択	演習	30	2	30	2	30	2	90	6
合計				学年計	810	45	810	44	810	43	2,430	132

2. 高度デザイン・アート科

授業科目区分			必修 選択 の別	授業種	1年		2年		3年		4年		合計 授業 時間数	合計 単位数
大区分	中区分	小区分			年間 授業 時間数	年間 単位数	年間 授業 時間数	年間 単位数	年間 授業 時間数	年間 単位数	年間 授業 時間数	年間 単位数		
ゼロ ワーク	デザイン ・ アート	デザインアート思考	必修	実習	270	9	240	8	240	8	120	4	870	29
		デッサン	必修	演習	150	10	0	0	0	0	0	0	150	10
		ブリコラージュ	必修	演習	240	16	120	8	180	12	60	4	600	40
		クリエイティブスキル	選択 必修	演習	0	0	180	12	180	12	210	14	570	38
		特別演習	選択 必修	演習	30	2	30	2	30	2	30	2	120	8
	フィールド ワーク	キャリアデザイン	必修	演習	120	8	180	12	120	8	180	12	600	40
		マーケティング	必修	実習	0	0	60	2	60	2	60	2	180	6
		卒業制作実習	必修	実習	0	0	0	0	0	0	150	5	150	5
		国内文化研修	選択	演習	30	2	30	2	30	2	30	2	120	8
		海外研修	選択	演習	30	2	30	2	30	2	30	2	120	8
合計				学年計	810	45	810	44	810	44	810	43	3,240	176